

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）  
整備事業に係る構想段階評価書

要 約 書

平成 30 年 8 月

江 南 市



## はじめに

本要約書は、尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業について、「都市計画運用指針」（平成30年7月改正）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市計画配慮書対象事業についての概略案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめた構想段階評価書の概要を示したものです。

## 対象事業の目的

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進しています。これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300 t/日以上全連続炉への集約化を目指しています。

この広域化計画を受けて2市2町（犬山市、江南市、大口町及び扶桑町）で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）では、現有施設を統合し、新ごみ処理施設を建設することを目的とし、平成21年6月に「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、その後、平成28年7月に改訂しました。この「広域化実施計画（改訂版）」では、平成37年度の新ごみ処理施設の稼働を目標としています。

このような状況を踏まえ2市2町は、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」を設置しました。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものです。

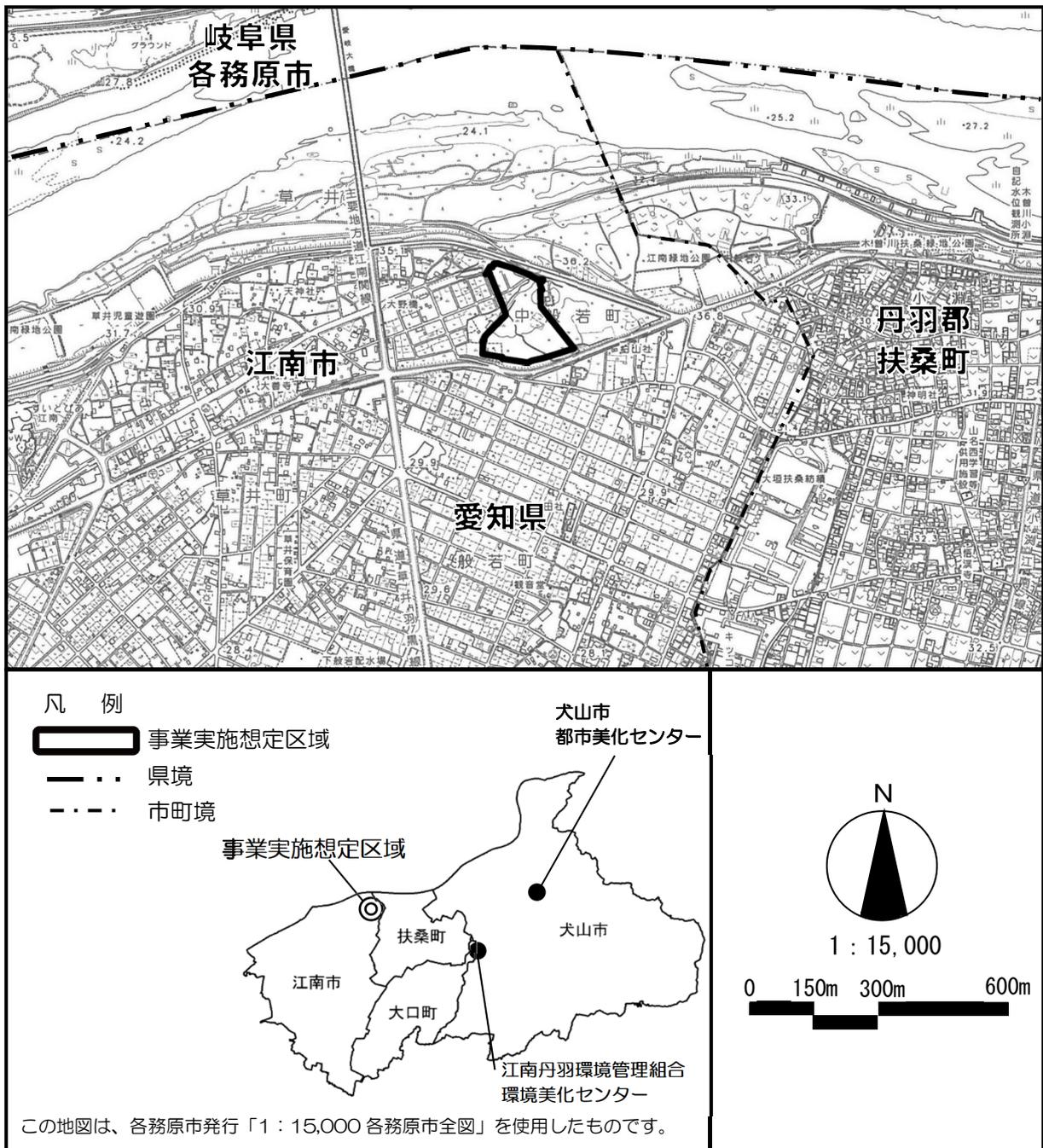
## 対象事業の概要

### ■対象事業の内容

対象事業の内容は以下の通りです。本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画です。

対象事業の種類		ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
位置及び面積		江南市中般若町北浦地内 約 3.2ha
ごみ焼却施設	処理能力	197 t/日
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ ストーカ式焼却炉＋灰溶融又は灰の外部処理 ・ 流動床式焼却炉＋灰溶融又は灰の外部処理 ・ ガス化溶融炉・シャフト式 ・ ガス化溶融炉・流動床式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。）
	運転計画	24 時間連続運転
粗大ごみ処理施設	処理能力	15 t/日
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5時間運転
稼働目標年度		平成 37 年度

【事業実施想定区域の位置】



<建設地の決定経緯>

建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明しました。その後、江南市において候補地の選定がなされ、評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として第1小ブロック会議に提示し、地元説明会や施設見学会等を実施しました。

こうした江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、平成28年3月に第1小ブロック会議において中般若町北浦地内を正式な建設地として決定しました。

## ■工事計画の概要

本事業の工事は、事業実施想定区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しています。

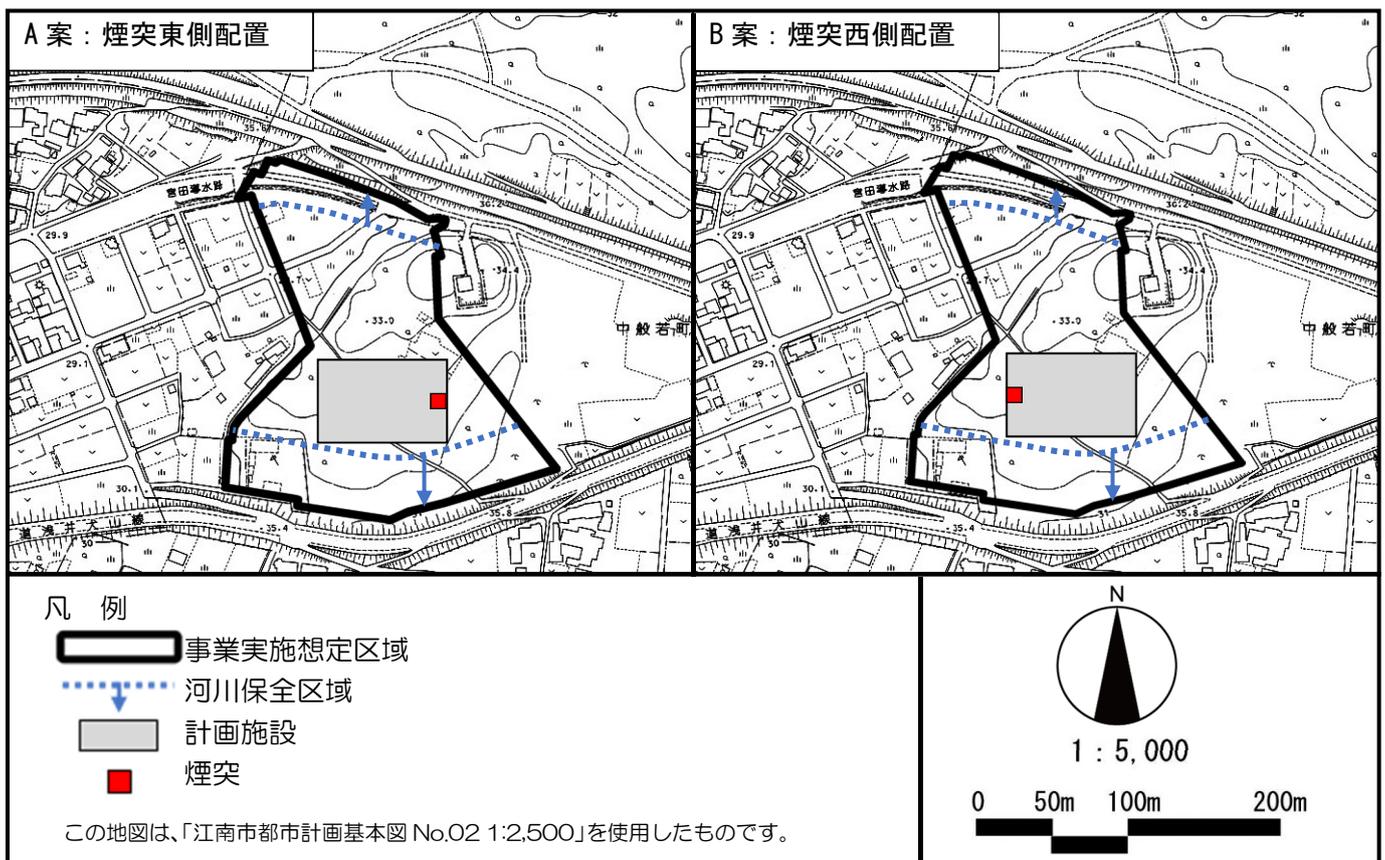
【工事工程表（予定）】

項目 \ 年度	H33年度 (1年目)	H34年度 (2年目)	H35年度 (3年目)	H36年度 (4年目)	H37年度 (5年目)
造成工事	→				
土木・建築工事		→			
プラント設備工事			→		
外構工事				→	
供用					→

## ■複数案の概要

複数案について検討した結果、事業の位置、規模及び施設の構造等については複数案の設定が困難であることから、煙突の配置についてA案（東側配置）とB案（西側配置）の2案を設定しました。

【設定した複数案】



## 江南市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け

「江南市都市計画マスタープラン」(平成20年度策定 目標年次平成29年度)においては、広域的な公共公益施設の整備方針に関して、「尾張北部広域行政圏や尾張都市計画区域に関わる広域的な公共公益施設の位置づけについても検討します。」としており、当該施設は、江南市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

なお、「江南市都市計画マスタープラン」は目標年次を平成29年度としているため、平成29年度から平成30年度にかけて改定を行うこととしています。

## 評価分野、評価項目及び評価の方法

評価分野	評価項目	評価の方法
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和	事業実施想定区域及び周辺は、市街化調整区域であり、その一部は「農地法」に基づく農用地及び「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域に指定されていることから、現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているかを評価します。
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価します。
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価します。
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持 (大気質)	「計画段階環境配慮書」の評価項目、評価方法によります。
	人と自然との豊かな触れ合いの確保 (景観)	
円滑な都市活動の確保	周辺の土地利用や周辺交通への影響	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」によります。
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価します。
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、必要な処理能力を有する適切な規模であるかどうかを評価します。
	事業コストの適正	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価します。
	事業期間長期化リスク	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、用地取得による事業期間長期化リスクを比較評価します。
	都市計画の観点からの位置の適正	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価結果によります。

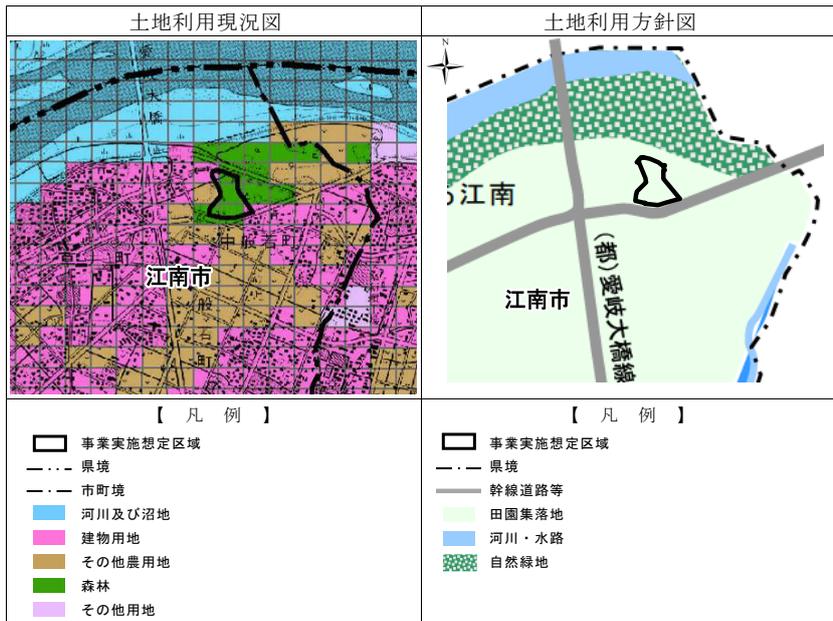
## 評価の結果

### ■都市計画の一体性・総合性の確保

#### 農林漁業との健全な調和

事業実施想定区域の現況土地利用は、主に森林となっており、事業実施想定区域の周辺は、北側は主に河川、南側は主に農用地及び建物用地です。なお、事業実施想定区域の一部は、農地法に基づく農用地及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に指定されています。また、江南市都市計画マスタープランの土地利用方針では、事業実施想定区域は田園集落地とされており、周辺は主に田園集落地と自然緑地とされています。事業の実施にあたっては、周辺の農地への影響がないよう適切な配慮を講じていくとともに、事業の実施にあたって必要となる農地転用や農業振興地域の指定解除手続きについても、適正な手続きにより、解除の動きが行えるものと考えられます。

したがって、事業実施想定区域は、農業との健全な調和が図れると評価できます。

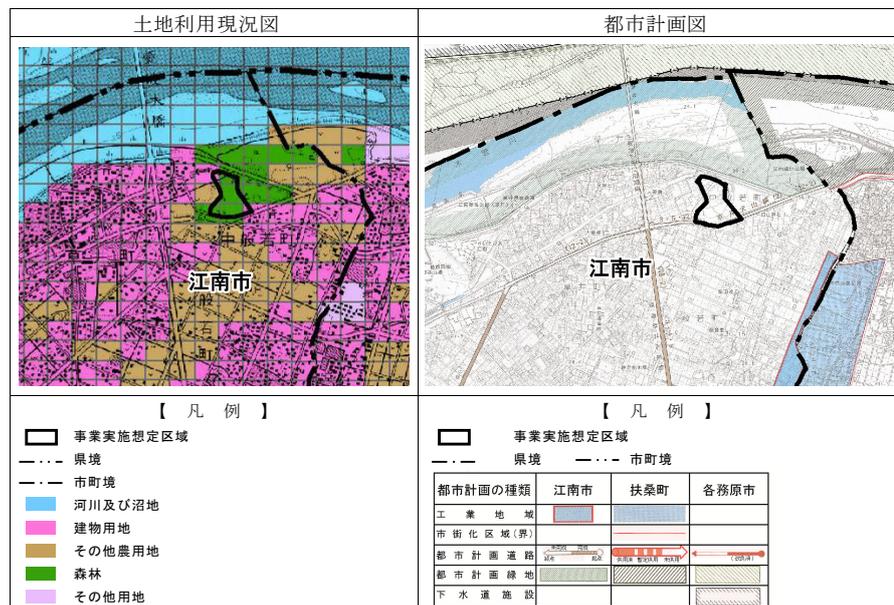


#### 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

事業実施想定区域の現況土地利用は主に森林で、都市計画の状況は市街化調整区域となっており、都市計画で定める良好な住環境を形成すべき地区（住居系の地区）から離れた位置にあります。ただし、事業実施想定区域周辺には、住居等が存在することから、居住環境に対する適切な配慮を講じていく計画としています。

したがって、周辺の居住環境や都市活動に対する影響の評価

したがって、周辺の居住環境や都市活動に影響は少ないと評価できます。



健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

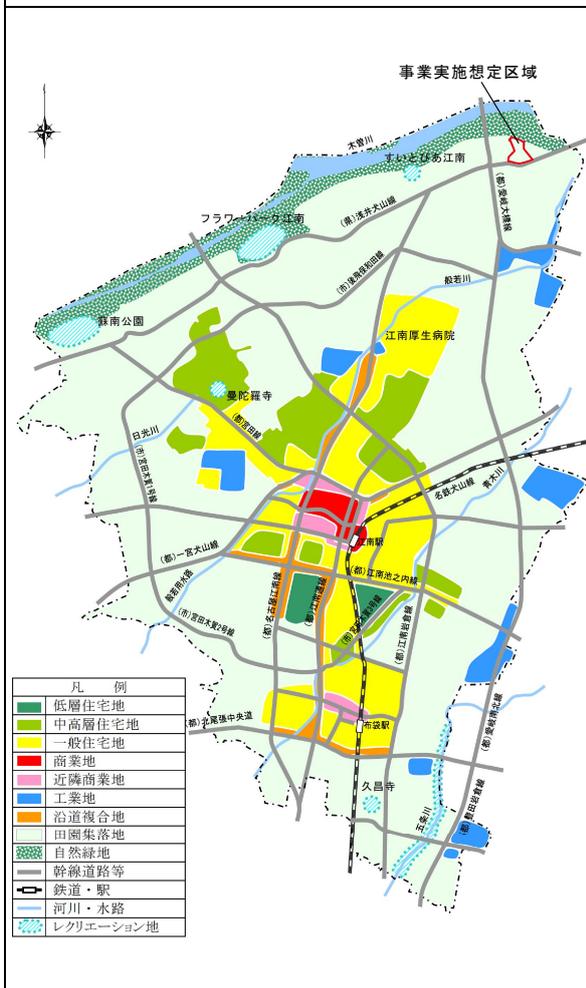
将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

江南市都市計画マスタープランの土地利用方針では、事業実施想定区域は田園集落地とされており、周辺は、田園集落地及び自然緑地が多くを占めています。

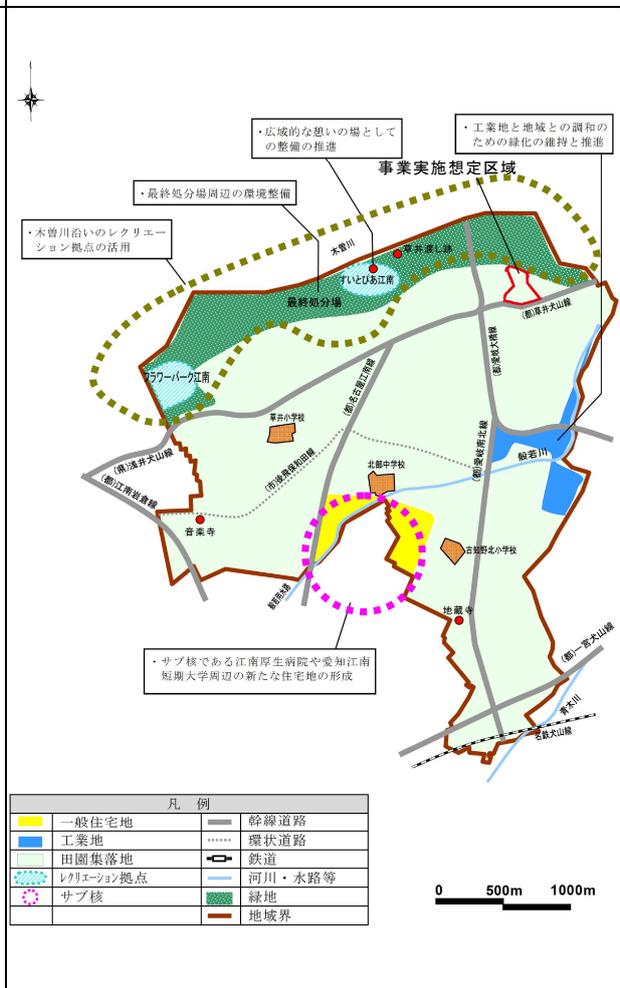
また、地域別構想のまちづくり方針において、事業実施想定区域周辺は、北側にある木曾川沿いの水や緑を活かした地域の住環境の向上が掲げられています。

事業の実施にあたっては、周辺の居住環境や都市活動に対する適切な配慮を講じていく計画としていることから、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できます。

江南市都市計画マスタープランの土地利用方針



江南市都市計画マスタープランの北東部地域まちづくり方針



健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	
近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響の比較評価	<p>《近接する居住地区・公益施設への影響》</p> <p>日常の「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動」の観点からは、環境面等を考慮した場合、近接する住宅や公益施設（緑地公園、学校、保育園）と、ごみ処理施設は、少しでも離れた位置が良いと考えられます。事業実施想定区域から最寄りの公益施設としては、南西約700mに保育施設が存在し、その他の公益施設については1km以上離れています。なお、事業実施想定区域周辺には、住居等が存在することから、事業の実施にあたっては、居住環境に対する適切な配慮を講じていく計画としています。</p> <p>したがって、近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと評価できます。</p> <p>《周辺交通への影響》</p> <p>ごみ処理施設に集中する廃棄物運搬車両の交通は、事業実施想定区域南側の県道浅井犬山線を利用し、敷地内の進入路、待避所で処理されます。いずれの案でも、同規模の進入路、待避所を確保することができると考えられるため、周辺交通への影響の違いはないといえます。</p>

土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮																					
<p>事業実施想定区域は市街化調整区域にあり、用途上の問題はありません。</p> <p>また、事業実施想定区域周辺には、県道浅井犬山線や主要地方道江南関線などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高いです。</p> <p>なお、事業実施想定区域に係る土地利用規制としては、下記のものがあげられます。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>地域地区等の名称</th> <th>制限・手続き等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地法</td> <td>農地</td> <td>農地転用の手続き</td> </tr> <tr> <td>農業振興地域の整備に関する法律</td> <td>農業振興地域</td> <td>農業振興地域の指定の解除手続き</td> </tr> <tr> <td>道路法</td> <td>認定道路</td> <td>道路の廃止等の手続き</td> </tr> <tr> <td>航空法</td> <td>制限表面</td> <td>建物高さの制限</td> </tr> <tr> <td>江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例</td> <td>保全地区</td> <td>伐採等の届出の手続き</td> </tr> <tr> <td>河川法</td> <td>河川保全区域</td> <td>河川管理者の許可</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらについて、必要な手続きを終了し、航空法に基づく高さ制限に留意しながら当該施設が立地した際には、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図れ、当該施設の効果を十分に発揮することができるかと評価できます。</p>	法令等	地域地区等の名称	制限・手続き等	農地法	農地	農地転用の手続き	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農業振興地域の指定の解除手続き	道路法	認定道路	道路の廃止等の手続き	航空法	制限表面	建物高さの制限	江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	保全地区	伐採等の届出の手続き	河川法	河川保全区域	河川管理者の許可
法令等	地域地区等の名称	制限・手続き等																			
農地法	農地	農地転用の手続き																			
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農業振興地域の指定の解除手続き																			
道路法	認定道路	道路の廃止等の手続き																			
航空法	制限表面	建物高さの制限																			
江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	保全地区	伐採等の届出の手続き																			
河川法	河川保全区域	河川管理者の許可																			

### ■自然的環境の整備又は保全

評価項目	評価結果	
	A案	B案
大気質	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等 環境基準を下回っていることから、重大な影響は生じません。	
景観	主要な眺望点及び景観資源の改変 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはありません。	
	主要な眺望点から新施設（煙突）を望む仰角 事業実施想定区域近傍の地点では影響を及ぼすと考えられます。また、複数案の比較では、近傍の地点においてA案では南側住宅地、B案では西側住宅地への影響が大きく、トレードオフの関係が見られます。	
	仰角	最大 26.3°
垂直視角	最大 16.4°	最大 16.7°

## ■円滑な都市活動の確保

評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。

## ■良好な都市環境の保持

### 敷地内緑地の確保

現段階における当該事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑地の配置検討は行われていないため、今後、可能な限り緑地を配置できるように検討します。

このため、各配置案ともに、施設配置の違いによる緑地の配置への影響は少なく、違いはないといえます。

## ■適切な規模及び必要な位置への配置

### 需要に応じた適切な規模

施設規模197 t/日(24h)は、いずれの配置案でも同じであり、「広域化実施計画」及び「新ごみ処理施設整備計画」において、ごみ減量化等の施策を踏まえて推計された一般廃棄物排出量等をもとにして設定された処理能力です。このため、いずれの案も、規模は適切であると評価できます。なお、施設建設に必要な面積は、約3.2haです。

### 事業コストの適正

いずれの案も、「ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設」を整備する計画であり、施設建設費用は基本的には変わりません。

### 事業期間長期化リスク

現況は主に森林となっており、既存施設撤去による事業期間長期化リスクはありません。なお、用地買収については、今後行っていくものであることから、同程度のリスクがいずれの案にも存在します。

### 都市計画の観点からの位置の適正

評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照してください。

総合評価

【総合評価】

評価分野	評価項目		評価結果	
			A案	B案
都市計画の一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。	
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合の視点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられます。	
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考えられます。	
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられます。	
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避所で処理できることから周辺交通への影響は少ないと考えます。	
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。		
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持	大気質	○ 二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質 環境基準を下回っていることから、重大な影響は生じません。	
	人と自然との豊かな触れあいの確保	景観	○ 主要な眺望点及び 景観資源の改変 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはありません。 ○ ○ 事業実施想定区域近傍の地点については影響を及ぼすと考えられます。また、複数案の比較では、近傍の地点においてA案では南側住宅地、B案では西側住宅地への影響が大きくトレードオフの関係が見られます。	
円滑な都市活動の確保		「都市計画の一体性・総合性の確保」参照		
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。	
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模		○ 規模は適正と考えられます。	
	事業コストの適正		○ 事業コストは適正と考えられます。	
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。	
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」参照	
総合評価			○	○

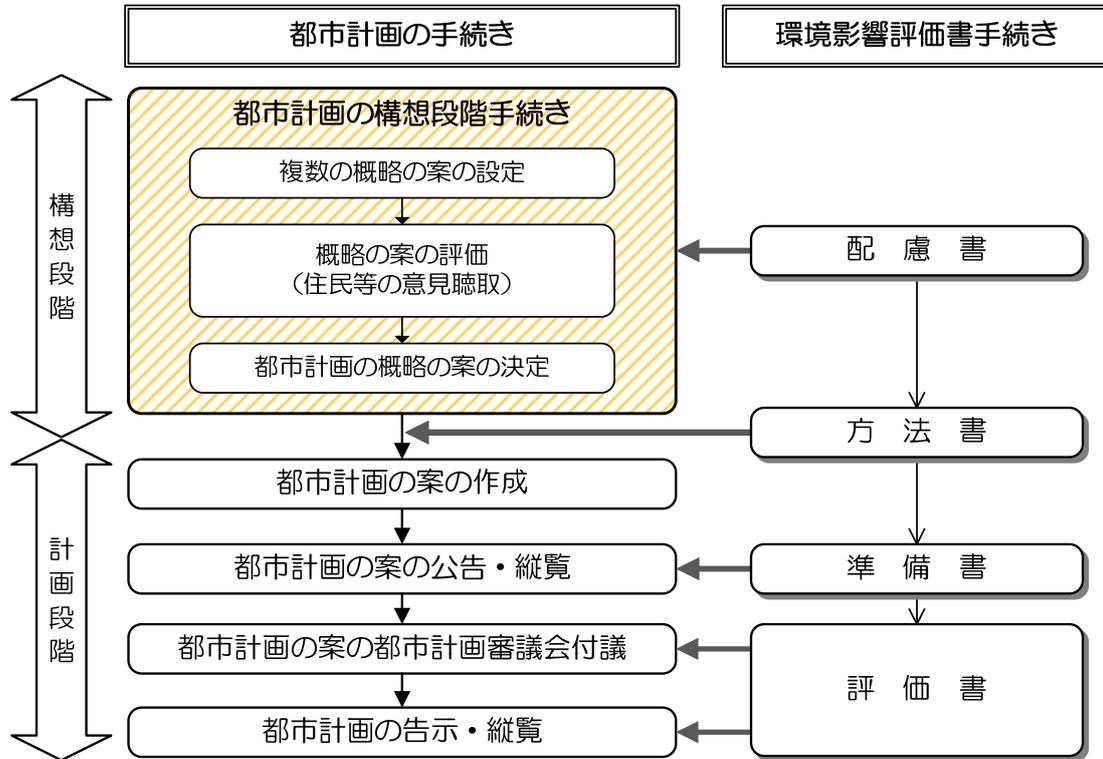
・各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」、「同等」の場合は「○」としました。

## 【参 考】

### ◆ 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「構想段階評価書」の公表は、色網掛けで囲んだ段階のものであります。

今後は、以降に実施される計画段階の手続きを進めてまいります。



### ◆ 構想段階評価書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
江南市経済環境部環境課 江南市布袋支所 江南市宮田支所 江南市草井支所 犬山市経済環境部環境課 大口町産業建設部環境経済課 扶桑町産業建設部産業環境課 各務原市市民生活部環境室環境政策課	平成 30 年 8月 16日 (木) から 9月 14日 (金) まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	土曜日、日曜日は 除きます。

注) 江南市のウェブページ (<http://www.city.konan.lg.jp/>) からもご覧になれます。

お問い合わせ先	江南市 経済環境部 環境課 〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 TEL : 0587-54-1111 (代表)  尾張北部環境組合 総務課 〒483-8221 愛知県江南市赤童子町大堀 90 (江南市役所内) TEL : 0587-54-1188
---------	---